

## 一般財団法人観光まちづくり佐伯基本財産管理規程

### (目的)

第1条 定款第6条のほか、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）が保有する基本財産の取得、維持、保存及び運用（以下「管理」という。）並びに処分について必要な事項を次のとおり定める。

### (構成)

第2条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 定款第5条の財産
- (2) 評議員会が基本財産に繰入れることを決議した財産
- (3) 寄附者から基本財産とすることを指定して寄附された財産

2 基本財産は、法人の年間決算額程度の保有に努めるものとする。

### (管理)

第3条 基本財産は、理事長が管理し、安全かつ適切に運用する。

2 前条第1号の財産は、貸借対照表の勘定科目を固定資産中の基本財産として管理しなければならない。ただし、法人設立時における創立費及び開業費は、除くものとする。

3 前条第2号及び第3号の財産は、貸借対照表の勘定科目を固定資産中の基本財産として管理することを原則とする。ただし、定款第4条に掲げる事業の実施のために限り、評議員会の承認を得て、その費用にあてることができる。

4 前項ただし書きの場合において、貸借対照表の勘定科目を固定資産以外のものとすることはできない。

5 第2項ただし書き及び第3項の財産は、適切な期間内において償却し、基本財産に戻入しなければならない。

### (運用益の処理)

第4条 基本財産の運用から生じる収益は、定款第4条に掲げる事業の実施にあてることができる。

### (繰替運用)

第5条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、年度を超えない範囲において、確実な繰戻しの方法及び期間を定め、基本財産を事業費又は管理費に繰替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 理事長は、やむを得ない理由により第2条第2号及び第3号の財産の一部若しくは全部を処分又は担保に提供しようとするとき並びに基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を受けなければならない。

### (改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、法人設立の日から施行する。